

令和2年

島根の

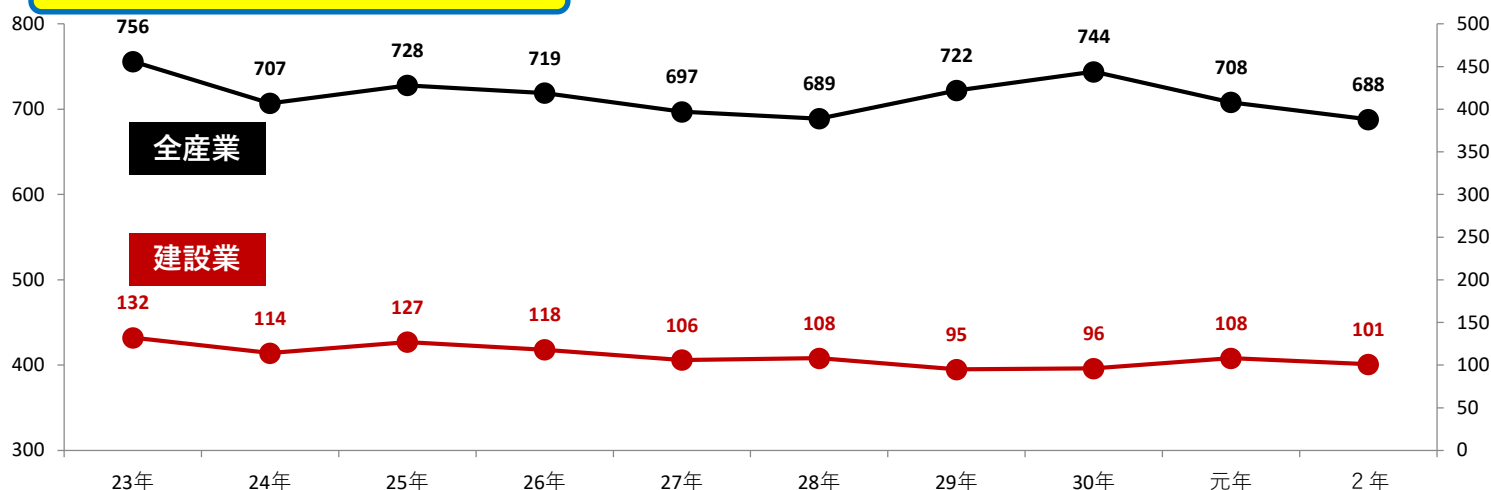


建設業の労働災害

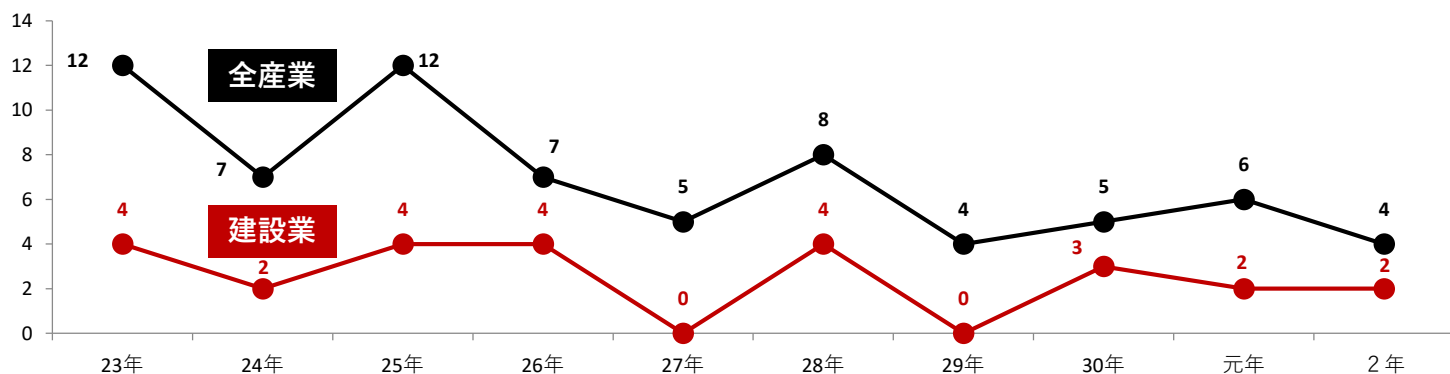
島根県内における令和2年の建設業の労働災害発生状況は、休業4日以上 の被災者数が101人と前年より7人(6.5%)減少し、死亡者数は前年と同数の2人となりました。

厚生労働省 島根労働局

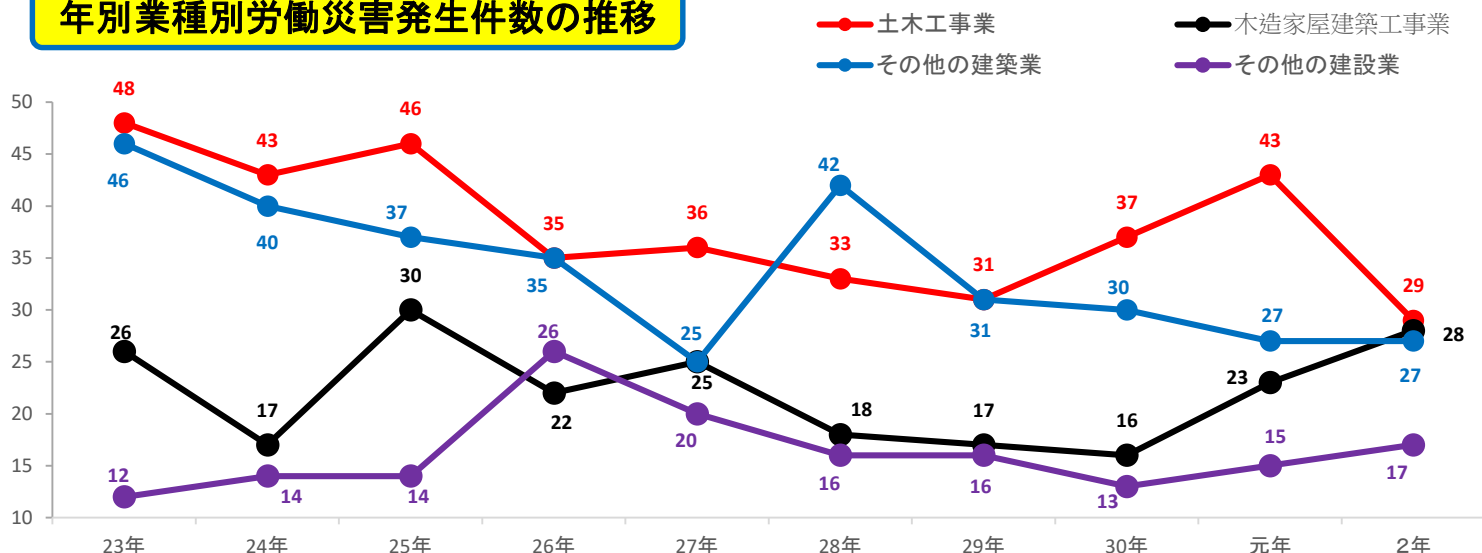
年別労働災害発生件数の推移



年別死亡災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



労働基準監督署別労働災害発生状況

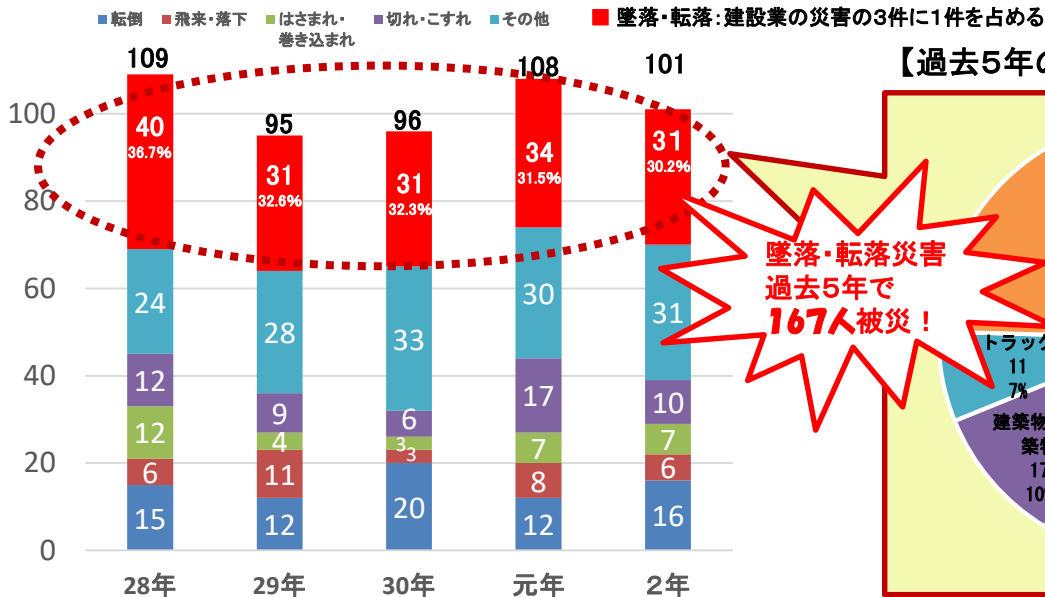
		全署計				松江署				出雲署				浜田署				益田署				
		元年	2年	増減数	増減率 (%)	元年	2年	増減数	隠岐		元年	2年	増減数	元年	2年	増減数	元年	2年	増減数			
									元年	2年										増減数		
業	種	死亡・死傷者	死亡・死傷者			死亡・死傷者	死亡・死傷者		死亡・死傷者	死亡・死傷者		死亡・死傷者	死亡・死傷者		死亡・死傷者	死亡・死傷者		死亡・死傷者	死亡・死傷者			
全産業計(除鉱山法適用)		6: 708	4: 688	▲20	▲2.8	0: 281	2: 261	▲20	0: 22	0: 8	▲14	1: 256	1: 252	▲4	3: 105	1: 96	▲9	2: 66	0: 79	13		
建設業	土 木	1: 43	1: 29	▲14	▲32.6		9: 1: 5	▲4		1	▲1		15	13	▲2	1: 11		6	▲5		8: 5	▲3
	木 造 建 築	0: 23	0: 28	5	21.7		5	6	1	1	▲1		8	14	6		6	6	0	4	2	▲2
	その他の建築	1: 27	1: 27	0	0.0		12: 1: 11	▲1	1	1	0		12	11	▲1	1: 3		5	2			0
	そ の 他	0: 15	0: 17	2	13.3		7	4	▲3	1	▲1		6	9	3		2	2	0		2	2
	小 計	2: 108	2: 101	▲7	▲6.5	0: 33	2: 26	▲7	0: 4	0: 1	▲3	0: 41	0: 47	6	2: 22	0: 19	▲3	0: 12	0: 9	▲3		
製 造 業		0: 134	1: 142	8	6.0	0: 45	0: 43	▲2	0: 2	0: 0	▲2	0: 51	0: 52	1	0: 25	1: 22	▲3	0: 13	0: 25	12		
林 業		1: 37	0: 34	▲3	▲8.1	0: 13	0: 10	▲3	0: 3	0: 3	0	0: 5	0: 8	3	0: 9	0: 7	▲2	1: 10	0: 9	▲1		

注: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

死亡災害(平成28年～令和2年)

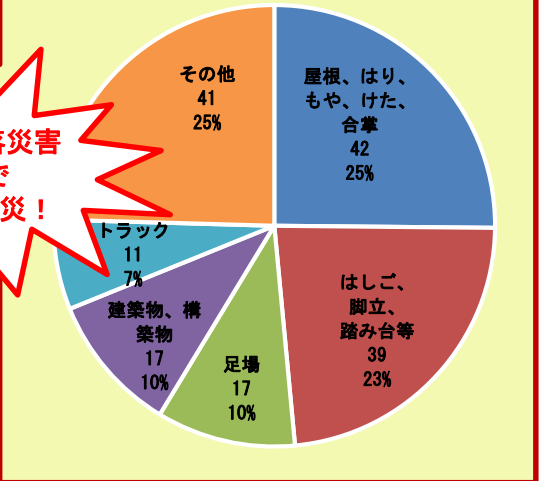
No.	発生年月	元請下請	発 生 状 況
1	平成28年 2月	元請	高さ20mの送電線鉄塔（特別高圧）の部品交換を行う調査のため、地上18mの地点で停電回線にアースの取付作業を行っていたところ、感電した。
2	平成28年 3月	元請	木造建築現場の2階底部分の母屋上において、垂木の固定作業を行っていたところ、6m下の土間コンクリートに墜落した。
3	平成28年 10月	元請	建設工事現場内において、伐木の枝切り作業中、後退してきた車両系木材伐出機械に轢かれた。
4	平成28年 10月	元請	法面維持工事現場内において、法枠の雑木除去作業中、高さ約8m下の地面へ墜落した。
5	平成30年 4月	元請	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落した。
6	平成30年 7月	元請	砂防工事現場にてホッパーを吊っていたドラグ・ショベルが横転し、当該ドラグ・ショベルのバケットとえん堤に挟まれた。
7	平成30年 9月	元請	トラックを運転して事務所から作業現場へ向かうべく道路を走行中、対向車線にはみ出し、大型トラックと正面衝突し、全身を強く打った。
8	平成31年 1月	下請	工事現場の駐車場において、被災者の乗っていた車両が炎上した。
9	令和元年 11月	下請	つり足場において作業を行っていたところ、作業床の端から川に墜落し、溺死した。
10	令和2年 8月	下請	同僚と2名で倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落した。
11	令和2年 12月	元請	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記駐車場付近で倒れている被災者が発見された。

事故の型別発生状況



【過去5年の墜落・転落災害の起因物】

墜落・転落災害
過去5年で
167人被災！



墜落・転落災害防止対策

墜落・転落災害は、骨折、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。建設現場で墜落・転落災害を防止するため、次の各種対策の実施及び確認をお願いします。

◇足場等からの墜落・転落災害を防止するために

足場は労働安全衛生規則を遵守し設置するとともに「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正）に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に実施してください。



◇はしご・脚立からの墜落・転落災害を防止するために

「はしご」「脚立」を使用する場合は、作業前にチェックリストにより点検し、安全を確認してから作業を行ってください。

◇墜落制止用器具の適切な使用

旧規格の胴ベルト型安全帯は、令和4年1月2日以降使用することができません。令和4年1月2日以降は、「墜落制止用器具の規格」に適合したものを使用しなければなりません。

フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、使用させる労働者に特別教育を実施するほか、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき適切な措置を講じてください。

また、新規格の墜落制止用器具に買い替える場合、中小事業者は、「既存不適合機械等更新支援補助金」を建設業労働災害防止協会へ申請する事により利用することができます。

◆厚生労働省ホームページにも掲載しています！

「はしごを使う前に/脚立を使う前に」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

安全帯に係る政省令の改正、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03290.html

「既存不適合機械等更新支援補助金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17666.html

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！
～安全・安心な作業のため、適切な器具の買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の関係作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを開定しました。

今回の改正のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (実質的な改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	墜落制止用器具
① 胴ベルト型 (一本つり)	○ 胴ベルト型 (一本つり)
② 胴ベルト型 (二つり)	×
③ ハーネス型 (一本つり)	○ ハーネス型 (一本つり)

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に比べてワークポジショニングが容易であり、より安全な作業が可能です。なお、法令上では「安全帯」としては「胴ベルト型」のみが認められ、ハーネス型は「安全帯」としては認められません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります
(安全帯の型、構造規格(2023)の改正、ガイドライン(※)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となり、フルハーネス型の胴ベルト型が原則に抵触しない場合は、胴ベルト型(一本つり)を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です
(労働安全衛生法第25条第2項、労働安全衛生法第25条第3項)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学修4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

※ 高さが2m以上の場所で作業を行うことが必要となることにより、墜落制止用器具のうちフルハーネス型の胴ベルト型(一本つり)を使用する場合は、胴ベルト型(一本つり)を使用する必要があります。

事業主の皆様は、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。



～取組の5つのポイント～

実施できていれば ☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

◇ STOP!転倒災害プロジェクト

島根県内の労働災害の4件に1件は転倒災害が占めている状況です。全国安全週間の準備月間である6月は、「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点取組期間となっています。転倒災害防止のために職場環境の改善に向けて取り組みましょう。



◇ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

島根県内の労働災害を年齢別にみると、60歳以上が最も多く約30%を占めており、50歳以上では約52%と半数を超える状況となっています。高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実現可能な労働災害防止対策を取り組みましょう。



◇ 治療と仕事の両立支援

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指し、県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進しています。



～ 改正石綿障害予防規則 令和3年4月1日施行 ～

建築物等の解体・改修工事開始前の調査の充実、解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設、負圧隔離を要する作業に係る措置の強化、隔離（負圧不要）を要する作業に係る措置の新設などを内容とする、改正石綿障害予防規則が令和3年4月1日（一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日又は令和5年10月1日）に施行されました。

詳しくは<https://www.mhlw.go.jp/content/000656330.pdf>